香川県営住宅住まいのしおり

香　　川　　県
香川県営住宅指定管理者

目　　次

県営住宅一覧表……1

県営住宅団地住戸附帯設備一覧表……2

重要 入居後について……4

ライフライン……8

1　電気の申込先……8

2　水道の申込先……9

3　ガスの申込先……10

自治会活動と自治会費（共益費）について……11

居住者間のトラブルについて……11

県営住宅を退去されるときの留意事項……12

修繕について……13

修繕費用の負担区分一覧表……14

修繕費用の負担区分（図解付）……17

放火を防ぐ５つのポイント……29

火災に注意しましょう……30

住宅を使用する上でのルールと注意事項……32

暮らしの音にご注意を……39

すぐにできる結露対策……40

県　営　住　宅　一　覧　表

令和３年４月１日現在

団地名		郵便番号	所在地	一般県営住宅	準特定優良賃貸住宅	特別県営住宅	特定公共賃貸住宅	合計	県営駐車場	備考
志度		769-2101	さぬき市志度4150	166			17	184	有	
牟礼		761-0121	高松市牟礼町牟礼140	439				439		190戸
屋島東		761-0104	〃　高松町2171-7	100				100	有	
屋島	１棟～２棟	〃	〃　高松町2585	108				108		108戸
	３棟～８棟	〃	〃　高松町1-1							
屋島西	１棟～８棟	761-0113	〃　屋島西町2312	680				680	有	
	９棟～14棟	〃	〃　屋島西町2311							
	15棟～19棟	〃	〃　屋島西町2314							
	20棟～27棟	〃	〃　屋島西町2316-1							
	28棟～29棟	〃	〃　屋島西町2310-4							
高松元山		761-0311	〃　元山町1029	239		1		240	有	
松島		760-0068	〃　松島町8-1	150				150		150戸
木太コーポラス		760-0080	〃　木太町1963-1			208		208		208戸
木太川西		〃	〃　木太町1856-4	195				195		
札場		〃	〃　木太町1936-1	23				23		
香川		761-1701	〃　香川町大野2200	427				427		67戸
一宮	１棟～４棟	761-8084	〃　一宮町1989	395				395		63戸
	その他	761-8085	〃　寺井町1328							
太田		761-8074	〃　太田上町857	134				134		
上天神		761-8056	〃　上天神町525-3	8				8		8戸
勅使		761-8058	〃　勅使町1345	12				12		12戸
西春日		761-8051	〃　西春日町1407	843				843		49戸
天神前		760-0006	〃　亀岡町1-59	24				24		24戸
昭和		760-0013	〃　扇町2丁目8-15	24				24		24戸
植松		761-8005	〃　植松町274	240				240		18戸
国分寺		769-0105	〃　国分寺町柏原41	345				345		9戸
坂出府中		762-0024	坂出市府中町5001-9	98	14		10	122	有	
宇多津		769-0212	綾歌郡宇多津町231	364				364		70戸
新宇多津		769-0207	〃　宇多津町浜7番丁94-1	90				90		
飯山		762-0081	丸亀市飯山町東坂元1501	101				101		101戸
丸亀安達		763-0082	丸亀市土器町東8丁目528	126				126		
丸亀城東		763-0013	〃　城東町3-5	36				36		
丸亀塩屋		763-0065	〃　塩屋町5丁目11-6～21	15				15	有	
善通寺		765-0053	善通寺市生野町2881-1	42	12		6	60	有	
多度津	１棟～２棟	764-0013	仲多度郡多度津町京町7-42	101				101	有	
	３棟～４棟	〃	〃　京町10-23							
常磐		768-0013	観音寺市村黒町230-1	250				250	有	52戸
合計				5,775	27	209	33	6,044		

（注１）備考欄は、老朽化等により、新規の募集を停止している戸数を示しています。
（注２）県営駐車場は、１戸につき１区画の使用を許可します。２区画以上の使用は原則できません。

県営住宅団地住戸附帯設備一覧表

令和3年4月1日現在

団地名	棟番号	階数	間取り	給湯器	トイレ	排水処理の方法	ガスの種類	エレベーター	網戸	備考
志度	1	7	2DK・3DK	ガス給湯器３箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン	○		
	2	8	2DK・3DK	〃	〃	〃	〃	○		
	3・5	3	3DK	〃	〃	〃	〃			
	4	3	3LDK	〃	〃	〃	〃			特定公共賃貸住宅
	6・7	3	3DK	〃	〃	〃	〃			6−103・104は身体障害者世帯向け
牟礼	1・26	5	3DK・3LDK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン			
	2	5	2DK・3DK	〃	〃	〃	〃			
	3・5・7・9	5	3DK	〃	〃	〃	〃			
	M15	6	1DK・2K・3DK	ガス給湯器３箇所給湯	〃	〃	〃	○	○	
	M16	6	2DK・3DK	〃	〃	〃	〃	○	○	M16−101～104身体障害者世帯向け
屋島東	1～4	5	3DK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン			
屋島西	1	4	3DK・3LDK・4DK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	天然ガス			
	2～6・9・11～27	4	3DK	〃	〃	〃	〃			
	7	4	2DK・3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃			※身体障害者世帯向け（103・104・105） 高齢者世帯向け（101・102・201～205） 浴槽・ガス給湯器３箇所給湯（県設置）
	8	4	2DK・3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃			※身体障害者世帯向け（101～103） 高齢者世帯向け（104・105・201～205） 浴槽・ガス給湯器３箇所給湯（県設置）
	10	4	3LDK	バランス釜	〃	〃	〃			
	28・29	4	3DK	〃	〃	〃	〃			
高松元山	1～8	5	2DK・3DK	ガス給湯器３箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン			
	9	6	2DK・3DK	ガス給湯器３箇所給湯 又は※備考のとおり	〃	〃	〃	○		※高齢者世話付住宅 （102.103.202.203.302.303.402.403.502.503.602.603）は 電気温水器３箇所給湯（県設置）
	10	8	2DK・3DK	ガス給湯器３箇所給湯 又は※備考のとおり	〃	〃	〃	○		※高齢者世話付住宅 （102.103.202.203.302.303.402.403.502.503.602.603.702.703.802.803） は電気温水器３箇所給湯（県設置）
	LSA	1	3LDK	ガス給湯器３箇所給湯	〃	〃	〃		○	
木太コーポラス	1・2	5	3DK	ガス給湯器 （浴室のみ給湯）	水洗・和式	公共下水	天然ガス			
	3～6	5	3DK	〃	水洗・洋式	〃	〃			
木太川西	1～3	5	1LDK・2DK 2UDK・3DK	ガス給湯器３箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	天然ガス	○		
	4～6	5	2DK	バランス釜	〃	〃	〃			
札場		5	3K	ガス給湯器３箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	天然ガス		○	
香川	1・3～7・11・12・14・19	3	3DK・3LDK	バランス釜 又は※備考のとおり	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン			※浴槽・ガス給湯器３箇所給湯（県設置） 身体障害者世帯向け・3LDK 5−101・14−102・103
	2・8～10・13・15～18	4	3DK・3LDK	バランス釜	〃	〃	〃			
	20・21	4	3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃			※電気温水器付き３箇所給湯（県設置） 身体障害者世帯向け・20−102
	P10	4	3DK	〃	〃	〃	〃			
一宮	1・2	3	3DK	〃	〃	〃	〃			
	3～21	3	3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃			※電気温水器３箇所給湯（県設置） 7−102・103・202・203 8−101～106・201～206 10−101～107・201～207 11−2102・2103・2202・2203 12−2102～2105・2202～2205 14−101・102・201・202 15−107・108・207・208 16−101・102・201・202 18−102・103・105・106・108・109・202・203・205・206・208・209 19−108・109・208・209 20−101～106・201～206

（注１）　３箇所給湯は、台所、洗面所及び浴室です。
（注２）　県設置の網戸の網は、入居者貼替。

団地名	棟番号	階数	間取り	給湯器	トイレ	排水処理の方法	ガスの種類	エレベーター	網戸	備考
太田	1～3	5	3DK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	天然ガス			
	4	3	2DK	〃	〃	〃	〃			
西春日	1	5	2DK	ガス給湯器３箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	天然ガス	○		高齢者世帯向け
	2・29	3	3DK	バランス釜	〃	〃	〃			
	3～11・13～18 23・25～28	5	3DK	〃	〃	〃	〃			３棟１階に西春日保育所
	19・21	5	2DK・3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃			※19-N101・N102・N103・N105は浴槽・ガス給湯器３箇所給湯（県設置） 身体障害者世帯向け（19-N102・N103） 19-N101・N105は流し台と風呂が車椅子対応でない
	20・22	5	3DK・3LDK	バランス釜	〃	〃	〃			
	24	5	2LDK・3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃			※24棟１階は浴槽・ガス給湯器３箇所給湯（県設置） 身体障害者世帯向け住宅（101・102・103・104）
植松	1～4・6～9 ・13・14 ・16～21	3	2LDK	バランス釜	水洗・洋式	合併処理	集合プロパン			
	5・10～12	4	2LDK	〃	〃	〃	〃			
国分寺	1・3・5・10・11 ・15・16・18	4	3DK	ガス給湯器３箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン			平成28年３月入居以降、ガス給湯器３箇所給湯 （県設置）
	2・4・6・7・8・9 ・12～14・17 ・19～24	3	3DK	〃	〃	〃	〃			平成28年３月入居以降、ガス給湯器３箇所給湯 （県設置）
	25	6	1DK・2DK ・3DK	〃	〃	〃	〃	○	○	身体障害者世帯向け（101・102・103・104・105・106・107・108）
	26	6	1DK・2DK ・3DK	〃	〃	〃	〃	○	○	身体障害者世帯向け（101・102・103・104・105・106・107・108）
坂出府中	1	9	2DK・3DK	ガス給湯器３箇所給湯	水洗（中水道） ・洋式	合併処理	集合プロパン	○		
	2	3	3DK	〃	〃	〃	〃			
	3・4	3	3DK	〃	〃	〃	〃			特定公共賃貸住宅（3-103・201・203・204・303・304 4-101・102・201・202・302は準特定優良賃貸住宅）
宇多津	1	3	3DK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	集合プロパン			
	5・8 27～30	4	3DK	〃	〃	〃	〃			
	6	4	3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃			※高齢者世帯向け（101～106） 浴槽・ガス給湯器３箇所給湯（県設置）
	7・9・10	4	1LDK・3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	〃	〃	〃	○		※身体障害者世帯向け（7-101・103・104） 浴槽・ガス給湯器３箇所給湯（県設置）
	3・4	4	2LDK	バランス釜	〃	〃	〃			
	39・40	2	3DK	〃	〃	〃	〃			
新宇多津		9	3DK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	天然ガス	○		
丸亀安達	1	7	3DK	ガス給湯器３箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	天然ガス	○		
	2	7	3DK	〃	〃	〃	〃	○		
丸亀城東	1	3	3DK	バランス釜	水洗・洋式	公共下水	天然ガス			
	2	3	3DK	〃	〃	〃	〃			
丸亀塩屋	1～8	2	4DK	ガス給湯器 （浴室のみ給湯）	水洗・洋式	公共下水	天然ガス			※太陽風呂（県設置）
善通寺	1	7	2DK・3DK	ガス給湯器３箇所給湯	水洗・洋式	合併処理	天然ガス	○	○	
	2・3	3	3DK	〃	〃	〃	〃		○	特定公共賃貸住宅（2-103・104・202・203・204・301・303 ・304・3-201・301・302は準特定優良賃貸住宅）
多度津	1	8	3DK	ガス給湯器３箇所給湯	水洗・洋式	公共下水	天然ガス	○		
	2・4	4	3DK・4DK	〃	〃	〃	〃			
	3	4	2DK・3DK	〃	〃	〃	〃			
常磐	9～11 ・13～17	4	3DK	バランス釜 又は※備考のとおり	水洗・洋式	合併処理	集合プロパン			※浴槽・ガス給湯器３箇所給湯（県設置） 身体障害者世帯向け・2DK（17-102・103・104）
	12	4	3DK	バランス釜	〃	〃	〃	○		

（注１）　３箇所給湯は、台所、洗面所及び浴室です。
（注２）　県設置の網戸の網は、入居者貼替。

重 要　入居後について

1　家　賃

（1）家賃は、世帯の所得に応じて、法令で定められた計算方法により算出します。
各年の所得の変動に対応するため、年度ごとに家賃を見直します。

（2）**毎年、「収入申告書」を提出しなければなりません。**これは、家賃決定のために必要なものですので、この**収入申告書が期限までに提出されない場合やその書類に不備がある場合は、最も高い家賃（近傍同種の住宅の家賃）が適用されることになります。**なお、期限後の当該年度中に遅れて提出された場合は、翌々月分から変更となります。決定した以前の家賃をさかのぼって減額することはありませんので、ご注意ください。

（3）毎月の**家賃を納める期限は、その月の末日です。**例えば、4月分家賃は4月30日までに納付しなければなりません。口座振替の方は、振替日（毎月27日）の前日までに引落しができるよう入金しておいてください。なお、振替処理は、1回限りです。残高不足で引落し不能となった場合は、県営住宅指定管理者（香川県営住宅管理センター）に連絡し、納付書を使って銀行窓口でお支払いください。

県営駐車場を使用している方の駐車場使用料も家賃と同じ扱いです。

法令により、3か月以上滞納した場合は、滞納家賃の全額一括支払と住宅の明渡しを請求します。なお、明け渡さない場合は、裁判を行うことになります。明渡し判決後に明け渡さない場合は、裁判所による強制執行を行っています。

2　各種手続き等について

（1）収入申告

入居者は、毎年度収入の申告が義務づけられています。（毎年6月頃文書で提出を求めます。）それによって家賃が設定されます。

入居者からの収入申告がない場合には、近傍同種の住宅の家賃が課せられます。

（根拠：法第16条及び第28条）

（2）承継入居の承認申請

入居者（名義人）が、死亡又は退去した場合に同居していた者が引き続き居住しようとする場合には、その事実発生後30日以内に県営住宅承継入居承認申請書を提出して知事の承認を受けなければなりません。

（根拠：条例第11条）

（3）同居承認申請

入居者は、県営住宅入居の際に同居した親族以外の親族を同居させようとするときは、県営住宅同居承認申請書を提出して知事の承認を受けなければなりません。

（根拠：条例第21条第2項）

（4）同居親族の異動

入居後の出生、同居者が転出または死亡した等、同居者に異動があったときは、その日から10日以内に同居者異動届を提出しなければなりません。

（根拠：規則第20条）

（5）連帯保証人の変更

入居者が連帯保証人を変更しようとするときは、知事の承認が必要となります。また、連帯保証人に死亡等の事実が発生したとき、連帯保証人が極度額（保証する額）を払い終えたときは、連帯保証人を変更しなければなりません。

連帯保証人の住所又は氏名に変更があったときは、知事に届け出なければなりません。

（根拠：条例第12条）

（6）住宅内の模様替え又は増築等

やむを得ず、県営住宅の用途変更、県営住宅の模様替え又は増築をしようとするときは、事前に知事の承認を受けなければなりません。

（根拠：条例第22条）

（7）県営住宅の明渡し

県営住宅を明け渡そうとするときは、明け渡そうとする日の10日前までに県営住宅明渡届を提出し、退去検査を受けなければなりません。

（根拠：条例第24条）

（8）駐車場の使用

入居者又は同居者が県管理の駐車場を使用しようとするときは、県営住宅駐車場使用許可申請書、自動車保管場所使用許可証明願を提出し、知事の許可を受けなければなりません。

（根拠：条例第30条）

（9）入居者の保管義務

入居者は、当該県営住宅及び共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければなりません。また、入居者が、当該県営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、その旨を知事に届け出なければなりません。

（根拠：条例第18条）

(10) 転貸等の制限

入居者は、当該県営住宅を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはいけません。

（根拠：条例第21条第1項）

(11) 入居の許可の取消し等

入居者が次のいずれかに該当するときは、入居の許可の取消し又は住宅の明渡しを請求されることがあります。

① 入居手続の内容に虚偽があったことが判明したとき。
② 条例第8条の5の許可を得ないで入居したとき。
③ 家賃を3か月以上滞納したとき。
④ 県営住宅等を故意に損傷したとき。
⑤ 正当な事由がなくて引き続き15日以上県営住宅を使用しないとき。
⑥ 他に生活の本拠を有することが判明したとき。
⑦ 暴力団員であることが判明したとき。（同居者が該当する場合を含む。）
⑧ 他の入居者に著しく迷惑をかける行為をし、知事が当該行為の停止その他必要な措置を命じたにもかかわらず、これに従わないとき。

⑨　条例第18条、第21条又は第22条の規定に違反したとき。
⑩　正当な事由がなくて条例第29条の立入検査を拒否したとき。
⑪　その他知事が県営住宅の管理上必要があると認めるとき。

（根拠：条例第25条）

（注）法とは「公営住宅法（昭和26年法律第193号）」
条例とは「香川県営住宅条例（昭和39年香川県条例第24号）」
規則とは「香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）」

３　禁止事項

（１）県営住宅は、屋内外ともペット（犬・猫等）を飼うことは一切できません。
（２）団地内の指定場所以外の道路や敷地に、自動車等を止めてはいけません。
（３）騒音や悪臭を出す等、他人に迷惑をかける行為をしてはいけません。ベランダは常に整理し鳥などの糞をかたづけてください。
（４）住宅を事務所や塾など住宅以外の用途に使用することはできません。
（５）他の者に転貸や入居の権利を譲渡してはいけません。
（６）許可なく住宅を工事すること（壁に穴を開ける等）はできません。風呂やエアコンの取付けは、県の指定した要領で行わなければなりません。
（７）衛星放送アンテナ、FMアンテナ等を自分の占用部分以外の場所（屋上・通路など）に設置してはいけません。個人の物品や室外機を置くこともできません。

禁止事項・承認申請・届出義務に違反した場合、法令により、明渡請求の対象となることがありますので、ご注意ください。

４　その他の事項

（１）法令により、**住民票の異動手続**をしなければなりません。市役所や町役場で、入居世帯全員の県営住宅の所在地への異動を行ってください。この手続を怠ると、今後の手続きに支障が生ずるばかりでなく、不正入居となる場合がありますのでご注意ください。
（２）退去するときは、10日前までに「県営住宅明渡届」を提出しなければなりません。退去検査の際は、立会いが必要です。入居者負担となる修繕範囲については、その費用を負担しなければなりません。なお、敷金は、この入居者負担となった退去修繕費などを差し引いて清算することになります。
（３）婚約の状態で入居された方は、入居指定日から2ヵ月以内に住民票（夫または妻の記載があるもの）を提出しなければなりません。この提出がない場合は、入居資格を失うため、退去していただくことになります。
（４）ゴミ出し・周辺清掃等は、自治会へお問い合わせください。
（５）万一に備えて、家財等の火災保険の加入をお勧めします。

家賃の支払期限は、守ってください。

毎月使用料（家賃）は支払期限に遅れないようにしましょう。また、口座振替の場合は、残高の確認をしておきましょう！

滞納すると

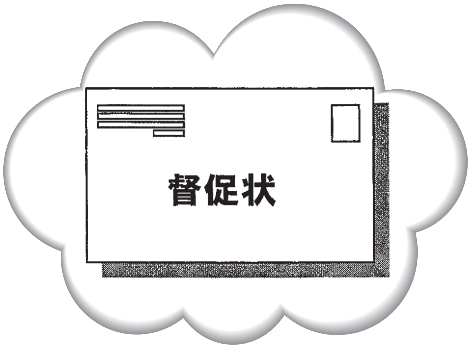

これで安心!!

放置すると

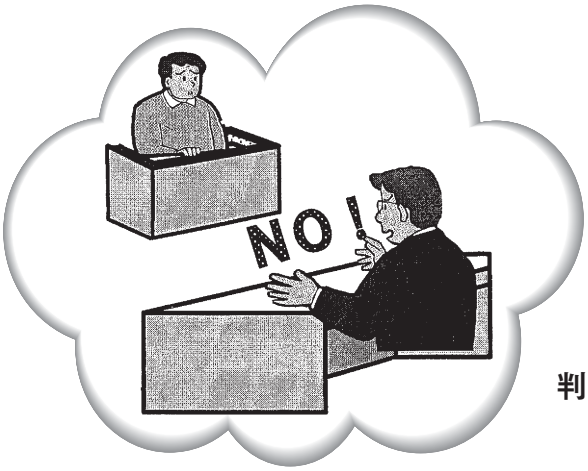

判決が出ると

ライフライン

1　電気の申込先

団　地　名	申　込　先	電　話　番　号
志度	四国電力(株)東かがわ営業所	0120－410－712(フリーダイヤル) 0879－25－2171
牟礼	四国電力(株)高松支店	0120－410－761(フリーダイヤル) 087－864－3700
屋島東		
屋島		
屋島西		
高松元山		
松島		
木太コーポラス		
木太川西		
札場		
勅使		
西春日		
香川		
一宮		
太田		
上天神		
天神前		
昭和		
植松		
国分寺	四国電力(株)中讃営業所	0120－410－763(フリーダイヤル) 0877－22－5111
坂出府中		
宇多津		
新宇多津		
飯山		
丸亀安達		
丸亀城東		
丸亀塩屋		
善通寺		
多度津		
常磐	四国電力(株)観音寺営業所	0120－410－768(フリーダイヤル) 0875－25－1110

2 水道の申込先

団　地　名	申　込　先	電話番号
※志度	香川県広域水道企業団　東讃ブロック統括センター	0879－23－7071
※牟礼	香川県広域水道企業団　高松ブロック統括センター	087－839－2731
※屋島東		
※屋島		
※屋島西		
※高松元山		
※松島		
※木太コーポラス		
※木太川西		
※札場		
※勅使		
※西春日		
※香川		
※一宮		
※太田		
※上天神		
※天神前		
※昭和		
植松		
※国分寺		
坂出府中	香川県広域水道企業団　中讃ブロック統括センター	0877－98－1107
※宇多津		
※新宇多津		
※飯山		
※丸亀安達		
※丸亀城東		
※丸亀塩屋		
善通寺		
※多度津		
常磐	香川県広域水道企業団　西讃ブロック統括センター	0875－25－5211

※は、下水道使用料金が含まれる団地です。

注）水道使用開始の申し込み手続きは、各自で行って下さい。
水道の止水栓の開栓は無料です。
高松市内の団地については、申し込み後に各自で開栓して下さい。
その他の地域の団地については、各事務所が開栓を行います。詳しくは、香川県広域水道事業団の各事務所にお問い合わせ下さい。

3 ガスの申込先

	団地名		申込先	電話番号
都市ガス	屋島		四国ガス(株)高松支店	087－821－8146
	屋島西			
	松島			
	木太コーポラス			
	木太川西			
	札場			
	西春日			
	太田			
	天神前			
	昭和			
	新宇多津		四国ガス(株)丸亀支店	0877－22－2301
	丸亀安達			
	丸亀城東			
	丸亀塩屋			
	善通寺			
	多度津			
プロパンガス集中供給	志度		(株)JA香川県オートエナジー 大川LPガスセンター	0879－23－2111
	牟礼		菱讃ガス(株)	087－821－0600
	屋島東		内外プロパン(株)	087－821－8154
	高松元山		四国ガス燃料(株)	087－821－2272
	香川	1～21棟	(有)篠原プロパン	087－889－1837
		P10棟	日本プロパンガス(株)	087－886－8183
	一宮	1～14棟 Y2～Y8棟	高橋石油(株)	087－867－7111
		15～21棟 Y10～Y12棟	(有)土居プロパン	087－885－1817
	植松		四国ガス燃料(株)	087－821－2272
	国分寺	1～24棟	大丸エナウィン(株)	087－882－5310
		25・26棟	四国岩谷産業(株)	087－822－7563
	坂出府中		横井石油(株)	0877－46－0451
	宇多津		(有)讃岐ガス	0877－49－3035
	常磐		(株)JA香川県オートエナジー 三豊LPガスセンター	0875－23－6401
プロパンガス	勅使		各自で購入してください	
	上天神			
	国分寺	1～26棟以外		
	飯山			

自治会活動と自治会費（共益費）について

県営住宅には、廊下や階段の電灯、水道水の揚水ポンプ、排水汚水処理施設、集会所、外灯、エレベーターなど、多くの共同施設があります。

これら共同施設で使用される電気・ガス・水道などの使用料や維持費については、団地に住んでいる皆様が個々に負担すべき性質の費用（共益費）です。

県営住宅では、この共益費の集金や支払いについては、各団地の自治会が行っています。

一部の入居者が共益費の支払いを怠ると、他の入居者への不公平な負担の増加につながったり、共同施設の運営が維持できなくなります。裁判例にもありますが、共益費は、必ず支払わなければならないものです。

また、自治会活動を通して、団地内の住民の方とコミュニケーションを図ることも、快適で安心な生活を営む上において大切なことです。

このような観点から、自治会は重要な役割を担っていますので、この趣旨をご理解いただき、共益費・自治会費の納入をはじめ、自治会で決められた行事や活動にも、積極的に参加・協力されますようお願いいたします。

居住者間のトラブルについて

生活騒音、車両の迷惑駐車、不注意による漏水等を原因とした居住者間のトラブルについて、その処理を県に求めてくる場合がありますが、居住者間のトラブルについては自治会を含む当事者同士の話し合いで解決してください。

県営住宅では光サービスは使えますか？

基本的に、県営住宅は、光ケーブル（サービス）に対応していませんが、建物内への光ケーブルの通線調査を行い、通線が可能な建物（棟ごと）に限って承認しています。調査の結果、通線できないケースもあります。すべての手続きは、光サービス事業者（NTT若しくはSTNet）が行ないますので、事業者あてご相談ください。

県営住宅を退去されるときの留意事項

1　県営住宅の退去

（1）県営住宅から無断で引越すことはできません。また、いかなる権利も譲渡することはできません。

（2）退去されるときは、**「県営住宅明渡届」**を提出しなければなりません。

（3）**「県営住宅明渡届」**は、**引越しされる10日前まで**に県営住宅指定管理者まで提出してください。（早目の提出をお願いします。）

（4）退去検査日は、すべての荷物を搬出したのち、明渡日までに受けてください。

（5）退去検査日は、原則として巡回管理人が各団地を巡回する日になります。

2　退去検査の受け方

（1）退去検査は、退去者と立会のうえで、巡回管理人が行います。

（2）増設等の施設がある場合は、引越される前日までに自費で撤去してください。

（3）入居者ご自身が設置した施設（浴槽、風呂釜、湯沸かし等）は、撤去してください。残存物がある場合は、撤去・処分費用を負担していただきます。

（4）住宅内外の清掃、台所の換気扇の清掃等は退去時に必ず行ってください。未実施又は不十分な場合は、清掃等にかかる費用を負担していただきます。

3　退去修繕費の入居者負担

入居者の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用を超えるような使用による損耗等は、入居者負担となります。

入居者が自ら原状回復（修繕・撤去等）できない場合は、県が算定する費用を負担していただきます。

例　：　畳を焦がした場合や襖・壁に穴を開けた場合
　　ガラスを破損した場合
　　返還すべき鍵を紛失した場合
　　家財・ゴミ等を住戸内に残した場合　　など

4　退去修繕費延滞金

退去の際に発生する退去修繕費を納期限までに納めないときは、民法に定める法定利率の延滞金が課されます。（根拠：県の債権に係る延滞金の徴収等に関する条例）

5　電気・ガス・水道・電話の解約

引越しの際には、電気・ガス・水道・電話の解約手続を必ず行ってください。

また、元栓を締め、ブレーカーを切って退出してください。

これらを怠ると、退去後も退去者に請求される場合があります。

修繕について

修繕には、その費用を県の負担で実施するものと、入居者の負担で実施していただくものがあります。

・県の負担で実施する修繕

必ず、「修繕届」を県営住宅指定管理者に提出しなければなりません。県営住宅指定管理者に連絡をせずに個人で修繕を実施又は業者に依頼した場合は、県の負担するものであっても、県はその費用を一切お支払いすることはできません。また、その施工について、一切の責任は負いません。（休日・夜間の修繕でも同様です。緊急の修繕は、連絡員にご相談ください。）

なお、「修繕届」は自治会長、連絡員、巡回管理人を通して提出していただくこともできます。

・入居者の負担で実施する修繕

入居者において、業者やホームセンターなどに依頼し、実施してください。

なお、負担区分の判断がつきにくいものは、県営住宅指定管理者へお問い合わせください。

●県営住宅及び共同施設の修繕負担区分（自治会を含む）は、14～16ページを参照してください。

県営住宅の老朽化や自然災害が原因で行う修繕に対しては、この限りではありませんので、ご不明の場合は香川県営住宅指定管理者☎087-832-3588までお問い合わせください。

※退去時の修繕については12ページを参照してください。

県営住宅の修繕負担区分

修　　繕　　内　　容	負担区分			備　　考
	県	入居者	自治会	
屋内部分				
柱・鴨居・敷居に係る構造上必要な修繕	○			
根太・大引・土台・床板に係る構造上必要な修繕	○			
壁の自然破損（内外共）	○			
結露・カビによる壁の汚れ		○		
内壁の塗装、内壁紙張替		○		
窓枠・出入口枠扉修繕、取替	○			
押入棚・台所棚修繕、取替		○		
玄関扉・外部建具修繕、取替	○			軽微な修繕は入居者負担
建具金物（錠を含む）破損		○		
サッシ戸車取替		○		
襖・引戸・室内扉修繕、取替		○		
障子・網戸修繕、ガラス入替、修繕		○		
畳修繕、取替		○		
カーテンレール修繕		○		
流し台（研出し）漏水修繕	○			
流し台（ステンレス）漏水修繕	○			
物干し・物干し金物修繕	○			軽微な修繕は入居者負担
ベランダ手摺修繕（外壁改修工事時）	○			
ベランダ手摺塗装		○		
ベランダ間仕切板修繕	○			
ベランダ床漏水修繕	○			
鳩・ノミ・ダニ・ゴキブリ・ネズミ等の駆除対策				
住戸内（ベランダを含む）		○		
空家	○			
共有部分			○	
ミツバチ駆除		○		
アシナガバチ駆除			○	
スズメバチ駆除	○			
白アリ駆除	○			
黒アリ、羽アリ駆除		○		
建物外部まわり及び屋外附帯設備				
雨樋詰まり		○		
雨樋修繕、取替	○			
屋根雨漏り修繕	○			

修　　繕　　内　　容	負担区分			備　　考
	県	入居者	自治会	
壁面雨漏れ修繕	○			
階段・廊下・手摺修繕	○			
屋上点検口修繕、錠取替	○			
建物排水管詰まり		○		
建物排水管修繕	○			
屋外排水管詰まり		○	○	
屋外排水管修繕	○			
通路・道路側溝修繕			○	
住宅周囲柵修繕		○		
境界の外柵修繕	○			
砂場砂補充			○	
屋外遊戯具修繕	○			
樹木維持管理			○	幹の高さが5m以上は県負担
駐車場・アスファルトの舗装修繕			○	
電気設備				
各戸スイッチ修繕		○		
各戸コンセント修繕		○		
キーソケット・ローゼット取替		○		
各戸照明器具取替、球切れ		○		
各戸ブレーカー・ヒューズ		○		
電線取替	○			
電話線の配線		○		
換気扇・天井扉・レンジフード修繕、取替		○		
テレビ共同受信アンテナ修繕、取替	○			勅使・丸亀塩屋は個人設置
配電盤修繕	○			
階段灯・廊下灯・外灯の球切れ			○	
階段灯・廊下灯・外灯のグローブ（電球カバー）取替			○	
外灯ポール取替	○			県が設置したものに限る。
共用灯の自動点滅器			○	
住居用火災警報器	○			
ガス設備				
ガス管修繕	○			
ガスコック及び付帯品	○			
浴槽・バランス釜・給湯器修繕（県設置）	○			バランス釜・給湯器の故障の場合に限る。
〃　　（入居者設置）		○		
コンセント型ガス漏れ警報器		○		

修　　繕　　内　　容	負担区分			備　　考
	県	入居者	自治会	
給排水衛生設備（屋内）				
各種水栓類取替		○		
各種水栓パッキン取替		○		
トイレフラッシュバルブ修繕、取替	○			
トイレフラッシュピストン・パッキン修繕、取替		○		
便器漏水修繕	○			
便器排水管破損取替	○			
汚水管・雑排水管詰まり		○		
浴槽・流し台・洗濯槽・手洗器等の排水金具取替		○		
浴槽・流し台・洗濯槽・手洗器等の排水管詰まり		○		
汚水・雑排水管修繕、取替	○			
給水管修繕、取替	○			
衛生陶器（洗面器、鏡、便座等）破損		○		老朽による取替は県負担
手洗器・流し台（ステンレス）のトラップ取替	○			
各種トラップパッキン取替		○		
トイレロータンクの内金物	○			
トイレロータンクのパッキン取替		○		
トイレペーパーホルダー取替		○		
給排水衛生設備（屋外）				
共用栓・パッキン取替			○	
給水管漏水修繕	○			
汚水管・雑排水管・汚水桝破損修繕	○			
汚水管・雑排水管・汚水桝詰まり			○	
各種弁類修繕取替	○			
消火栓修繕	○			
消火器設置	○			管理・破損・紛失は自治会
止水栓修繕	○			
マンホールの蓋			○	老朽による取替は県負担
給排水衛生設備（共同施設）				
給水塔・ポンプ室修繕一般	○			
浄化槽修繕一般修繕	○			
受水槽・中水槽・高架水槽の清掃、消毒			○	
浄化槽の清掃及び消毒（汚泥引抜）			○	

修繕費用の負担区分

・みなさんが生活している住宅やそれに関連する施設の中で、日常の生活で修繕が必要となった場合、どうしたらよいかわからないことがあるかと思います。

・こわれたもの、調子が悪くなったものの修繕はだれがするのか、また、その費用はだれが負担するのかを決めている基準があります。

・みなさんに費用を負担していただく修繕、香川県が費用を負担する修繕、住宅使用上のご注意を掲載しています。県営住宅指定管理者へのお問い合わせや修繕のご相談のときには、ぜひご活用ください。

玄関廻り編

香川県が費用を負担する修繕

扉　関　係　　下記参照図

玄関ドアが開かない、閉まりが悪い。……①

扉が変形した。……①

扉および枠が腐食して穴があいた。……①

床　関　係

床の間部分の床なり、きしみがある。……⑩

床が腐った、床落ちする。……⑩

電気設備関係

電気の分電盤（戸別開閉器）が脱落した。

絶縁不良により、電気がつかない。……⑨

【参照図】

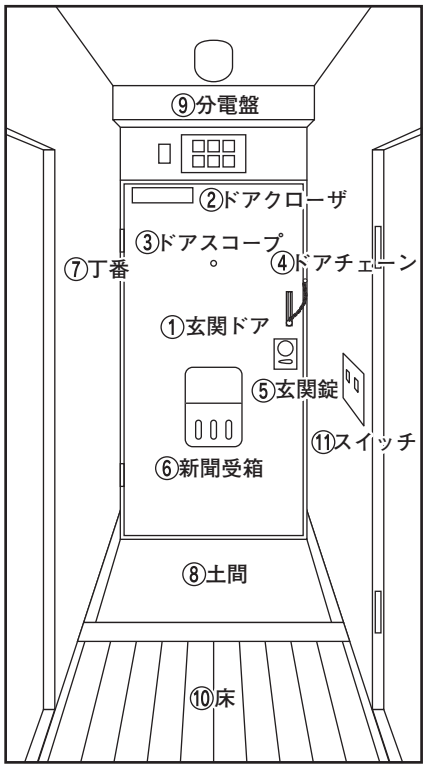

みなさんに費用を負担していただく修繕

扉　関　係　　下記参照図

ドアスピードの調整……②

ドアクローザの作動不良、破損……②

ドアスコープの曇り、破損……③

ドアチェーンが切れた（かかりにくい）。……④

玄関錠の鍵をなくした。……⑤

新聞受け箱がとれた。……⑥

新聞受け箱のふたがとれた（こわれた）。……⑥

床　関　係

床が汚くなってきた。ワックスを塗りたい。…⑩

電気設備関係

スイッチがこわれた（スイッチ不良）。……⑪

照明器具の電球が切れた。

照明器具のカバー（笠、グローブ）がこわれた。

チャイムが鳴らない（高齢者住宅を除く）。

【こんなことにご注意を】

1　玄関ドアの閉まりが悪くなる原因として、ドア本体と下枠に物を挟んだため、ドアがゆがんでしまうことがあげられます。ほかにも、自然に丁番やドアクローザーを止めているネジがゆるんで、閉まりが悪くなることがあります。一度、ネジの部分がゆるんでいないか確認しましょう。そのときに、丁番に油をさしてください。

2　玄関の床は防水処理をしていません。掃除などで水を流すと、階下への漏水事故になることがあります。玄関の掃除は気をつけてしましょう。

3　火災発生時には玄関ドアは必ず閉めて避難しましょう。また、階段や廊下は避難するための通路になりますので、物は置かないようにしてください。

トイレ編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

★ハンドルレバーが壊れた
＝みなさん負担

★トイレの水が止まらない
＝香川県負担

タンク内部金物（ボールタップ・浮き玉・フロート弁・クサリ等）が不良になっているのが原因、修理取替が必要

（注意）トイレの水を節水するためにタンク内にビン等を入れる方がいます。水の節水にはなりますが、タンクは適量の水で汚水を流すように設計されていますので、つまりの原因になるとともに、内部金物の故障の原因になります。この場合は「みなさん負担」となります。

★止水栓・給水管・
洗浄管から水が漏る
＝香川県負担

★便座が外れた、
破損した
＝みなさん負担

★便器の取付部分から
漏水している＝香川県負担
便器がぐらつく＝香川県負担

★ロータンクがヒビ割れした
＝みなさん負担

ただし、取付ビス腐食による場合のように自然に割れたものについては「香川県負担」

（注意）ロータンク、便器は、結露が生じやすく(特に冬の時期)、結露で床がぬれていることがあります。床がぬれていると漏水と勘違いして修繕の申込をなさる方がいますが、ぬれている場合は、雑巾などで拭いて様子を見てください。漏水の場合は、１カ所から水がしみてきます。全体がぬれている場合のほとんどは結露と思われます。

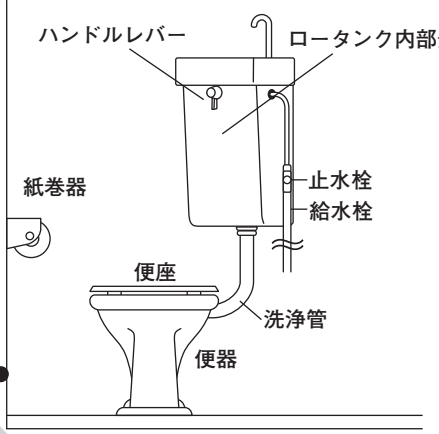

★つまって流れない
＝みなさん負担

（注意）便器のつまりの原因となるのは、ティッシュペーパーやおむつなど水にとけないものを流した場合がほとんどです。雑巾、子供のおもちゃなどがつまりの原因の時もあります。その場合、便器、排便管を一時的に取り外し修繕しなければならないこともありますので、十分に注意しましょう。

※必ずトイレットペーパーを使いましょう。

〈水の止め方〉
メーターのところにある止水栓または、ロータンクの止水栓を矢印の方にまわすと水が止まります。

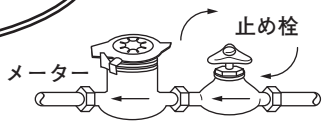

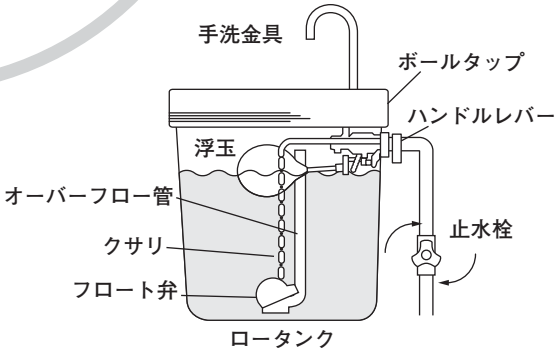

※負担区分が「香川県負担」である場合でも、みなさんの責任による破損等の修繕費は「みなさん負担」となります。

洗面所編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

②･③水栓の水が止まらない。＝みなさん負担

④洗面器がヒビ割れた。
④洗面器用ゴム栓の鎖が切れた、ゴムが減って水がたまらない。＝みなさん負担

ただし、固定ビス腐食による場合のように自然に割れたものについては＝香川県負担

⑤止水栓・給水管から水が漏れる＝香川県負担

①カガミが割れた又は、はずれた。＝みなさん負担

⑥排水管・排水トラップから水が漏ってきた。＝香川県負担

洗面所関係で最も多い修繕です。

④洗面器がぐらつく又は脱落した。＝香川県負担

⑥･⑦洗面排水・洗濯排水のつまり＝みなさん負担

（注意）室内に洗濯機を置いている方の漏水事故が最近増えています。漏水には排水口のつまりによる漏水（排水ホースが抜けた場合等）と、水栓から接続ホースが抜ける場合の２通りがあります。
いずれの場合も階下の居住者等に多大な迷惑がかかります。
定期的に、排水及び水栓の接続部分の点検を行い、事故が起きないよう心がけましょう。

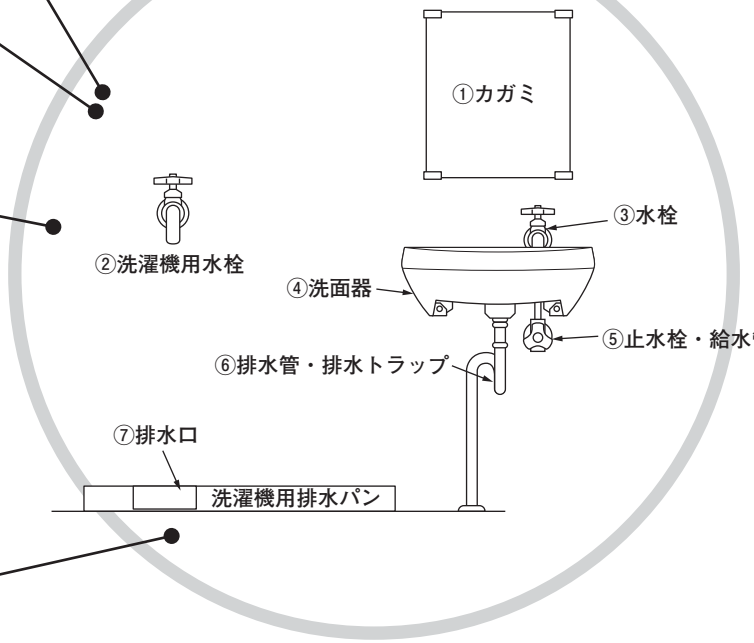

〈水の止め方〉
メーターのところにある止水栓、または洗面器の下にある止水栓を矢印の方にまわすと水が止まります。

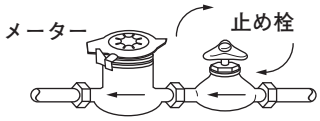

※負担区分が「香川県負担」である場合でも、みなさんの責任による破損等の修繕費は「みなさん負担」となります。

流し廻り編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

※住戸のタイプにより、設置されている設備内容が異なる場合があります。

⑧モーター部が壊れた。
＝香川県負担
ただし、部品の破損は
＝みなさん負担
⑨フィルター装置の清掃･破損
＝みなさん負担
⑩スイッチ作動不良
＝香川県負担
表示ランプの球切れ
＝みなさん負担

⑪・⑬本体がはずれた、
ぐらつく＝香川県負担
腐食破損＝みなさん負担

⑫照明がつかない。
＝みなさん負担
ただし、内部の配線故障は
＝香川県負担

⑭リモコンが作動しなく
なった。＝香川県負担
リモコンカバーが壊れた。
＝みなさん負担

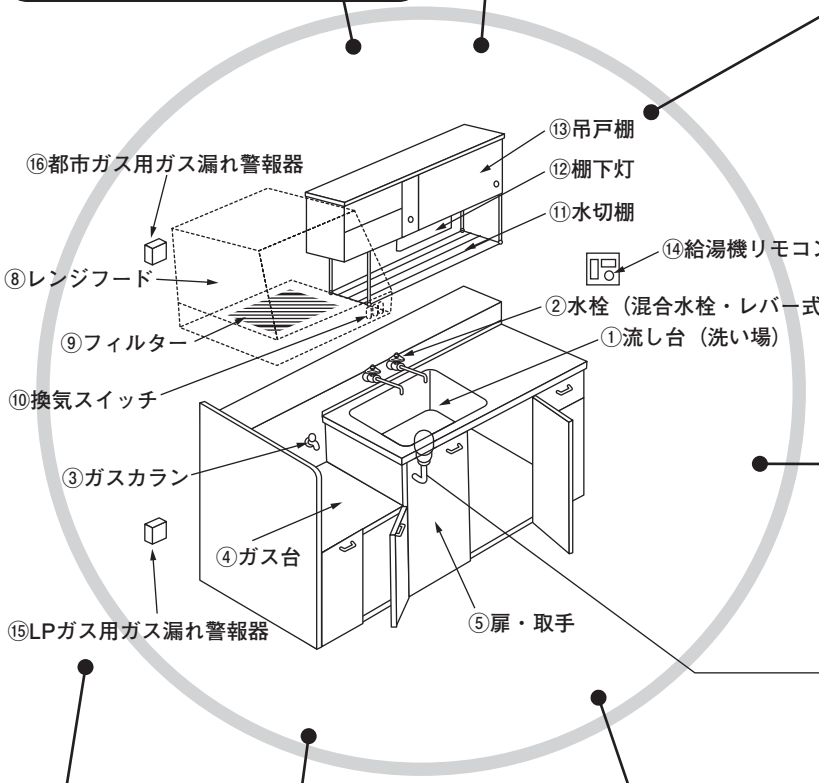

①洗い場が腐食破損した。
＝香川県負担
②水栓の水が止まらない、
壊れた。＝みなさん負担

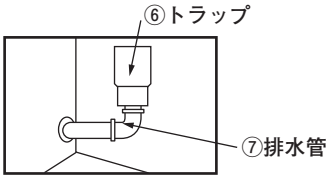

③破損した。
＝みなさん負担
④腐食して穴があいた。
＝みなさん負担

⑤扉が閉まらない、
腐食した。
取手が壊れた。
＝みなさん負担

⑥トラップ本体が腐食して壊れた。
＝香川県負担
⑦排水管が腐食して水が漏る。
＝香川県負担
排水管が詰まって水の流れが悪い。
＝みなさん負担

⑮LPガス用ガス漏れ警報器
⑯都市ガス用ガス漏れ警報器
＝みなさん負担（交換期限5年）

浴室編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

⑰手すり：当初から設置及び高齢・身障者住宅設備改善で県が設置した手すりの脱落・ぐらつき＝香川県負担

⑫水栓：水が止まらない、コマパッキンの取替、本体破損＝みなさん負担

⑪シャワー：ヘッド・ホースの破損、漏水＝みなさん負担

⑮照明器具：カバーの破損、球切れ＝みなさん負担
腐食破損＝香川県負担

⑩目皿：破損＝みなさん負担
排水つまり＝みなさん負担

⑧壁・天井：塗装がはがれたので塗り直したい＝みなさん負担
結露によるカビの清掃・補修＝みなさん負担
モルタル等の脱落補修＝香川県負担

⑨床：大きなヒビ割れ・破損＝香川県負担
ヒビ割れ・破損による上階からの漏水＝香川県負担
（上階床の防水工事を行う必要がある場合は、上階の方はご協力お願いします。）

⑦浴室換気扇：回らない等の作動不良＝香川県負担
清掃、スイッチ・タイマーの故障＝みなさん負担

⑤排水管：腐食・漏水＝香川県負担
つまりの清掃＝みなさん負担

⑥窓：ガラスが割れた、締まりハンドルの故障＝みなさん負担
開閉不良＝香川県負担

①浴槽：水アカなどによる汚れの清掃＝みなさん負担
腐食による穴あき破損＝香川県負担

③ガス管：腐食・がたつき＝香川県負担
ガス栓：修繕・取替＝みなさん負担
④給水管：腐食・漏水・がたつき＝香川県負担

②風呂釜：点火不良、水漏れ＝香川県負担
つまみ等部品の破損・紛失＝みなさん負担

⑬ゴム栓：鎖が切れた、ゴム破損＝みなさん負担

⑭風呂リモコン：点火不良、お湯にならない、表示エラー＝県設置分＝香川県負担、自己設置分＝みなさん負担
リモコンカバーの破損＝みなさん負担

⑯浴室戸：本体・かまちの腐食補修＝香川県負担
ノブなどの付属金物の破損＝みなさん負担

和室編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

①畳：畳の表替え・裏返し・取替
　＝みなさん負担
　荒床・根太・大引などの腐食、
　割れによるきしみ・床落ち＝香川県負担
②敷居：さがり・摩耗＝香川県負担
③引手：こわれ、紛失＝みなさん負担
④ふすま・⑥天袋：汚れたり、破れた場合などの
　張替・補修・取替＝みなさん負担
⑤鴨居：反り・ねじれ・脱落＝香川県負担
⑦ローゼット：こわれ＝みなさん負担
⑧天井：汚れ・しみ・塗装のはがれ
　＝みなさん負担
　脱落＝香川県負担
⑨付長押（つけなげし）：ぐらつき・脱落
　＝香川県負担
⑩テレビ接続端子：こわれ
　＝みなさん負担
⑪壁：汚れ・カビ・塗装のはがれ
　＝みなさん負担
　クロスの汚れ・はがれ補修
　＝みなさん負担

⑫非常用押ボタン（県が取付けたもの）：こわれ
　＝香川県負担
⑬電話接続端子：こわれ
　＝みなさん負担
⑭コンセント・⑯クーラー用コンセント
　（県が取付けたもの）：こわれ＝みなさん負担
⑮クーラースリーブキャップ：こわれ・紛失
　＝みなさん負担
⑰クーラー取付ボルト（県が取付けたもの）：
　こわれ＝香川県負担
⑱換気孔：割れ・脱落
　＝みなさん負担
⑲カーテンレール：脱落・取替
　＝みなさん負担
⑳ガラス・換気小窓：割れ
　＝みなさん負担
㉑クレセント：こわれ・ぐらつき
　＝みなさん負担
㉒サッシ：開閉不良＝香川県負担

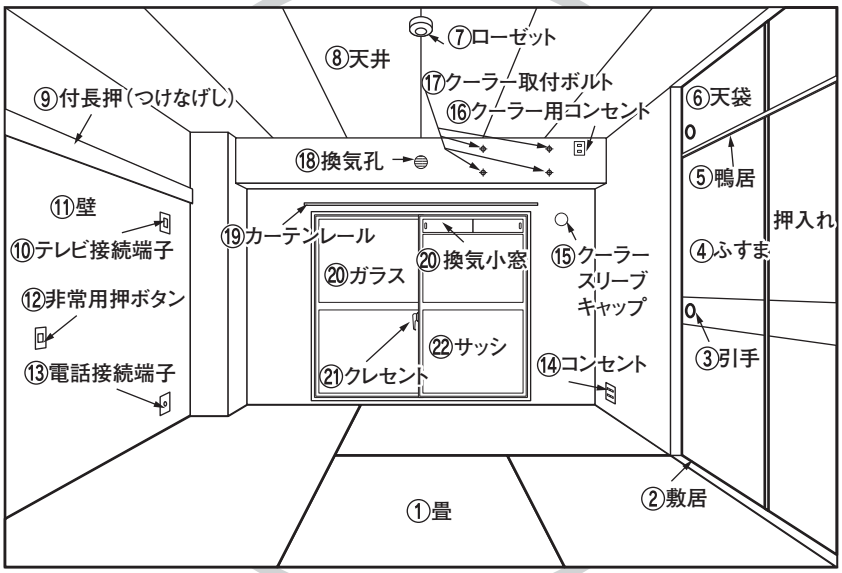

※住戸のタイプにより、設備内容が異なる場合があります。

バルコニー編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

①床：モルタルひび割れなどによる階下漏水＝香川県負担
②手すり：経年および腐食による破損＝香川県負担
③ガラリ：破損、割れ＝みなさん負担
④掛金・空錠（ノブ）：破損＝みなさん負担
⑤物置扉（木製・鋼製）：腐食などによる破損＝香川県負担
塗装のはがれ＝（木製・鋼製）みなさん負担
建付調整＝（木製）みなさん負担
（鋼製）香川県負担
⑥物干し金具：脱落＝香川県負担

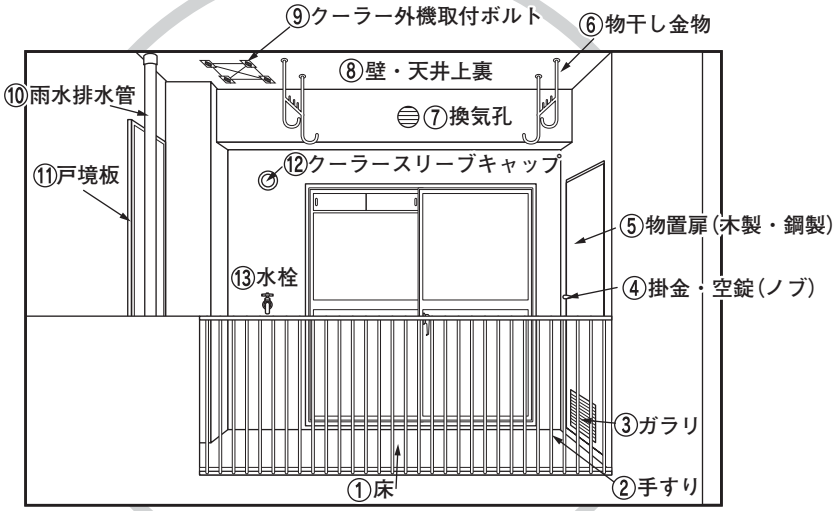

※住戸のタイプにより、設備内容が異なる場合があります。

ご注意
戸境板は、火災などがあった場合の避難口です。
近くに物を置かないでください。

⑩雨水排水管：詰まり、過失による破損＝みなさん負担
経年および腐食による破損＝香川県負担
⑪戸境板：災害などの避難による破損＝香川県負担
⑫クーラースリーブキャップ：破損、紛失＝みなさん負担
⑬水栓：破損、パッキン・コマ不良＝みなさん負担

⑦換気孔：破損、紛失
＝みなさん負担
⑧壁・天井上裏：
はくり・浮き＝香川県負担
塗装のはがれ＝みなさん負担
⑨クーラー室外機取付ボルト：
紛失＝みなさん負担

階段編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

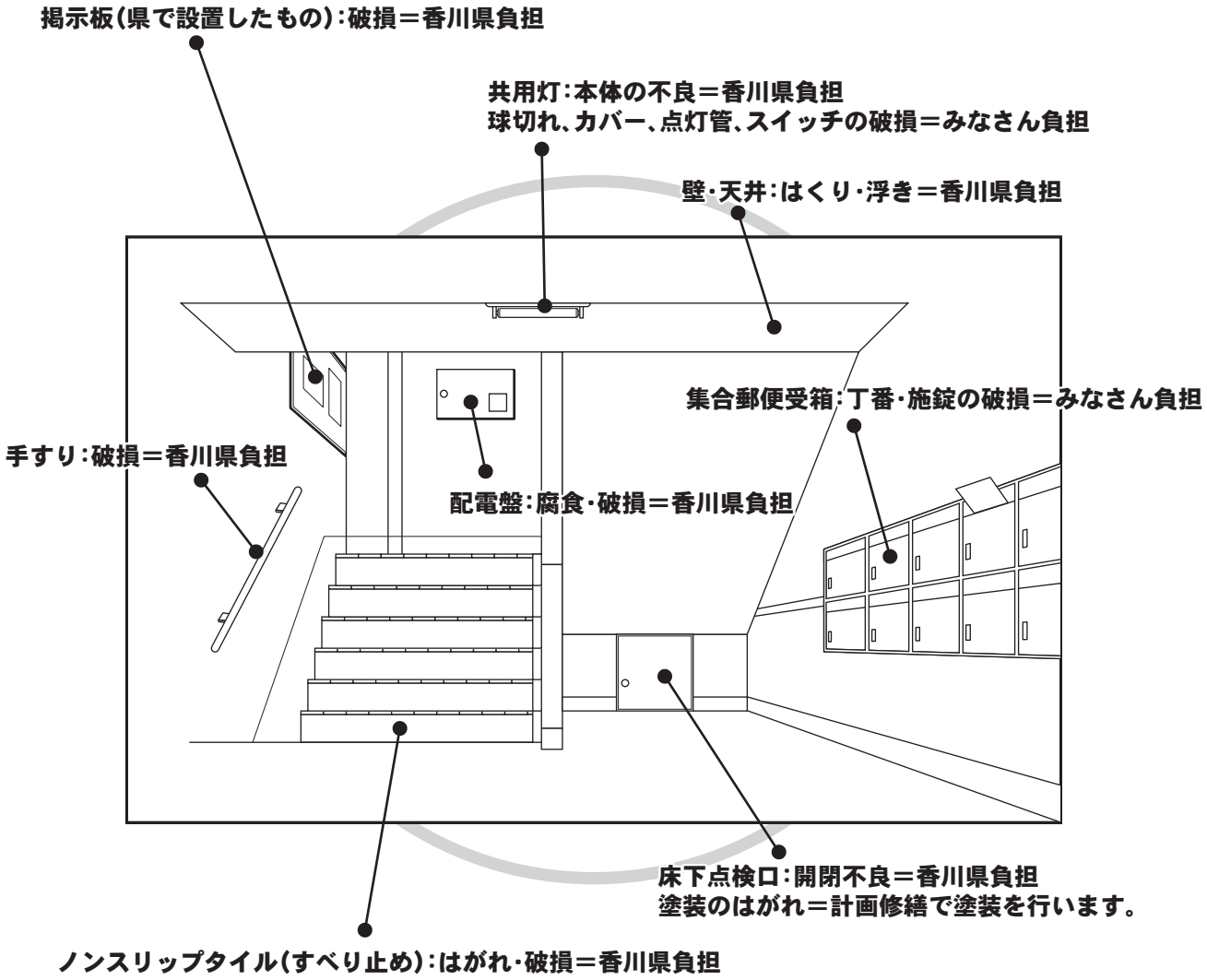

注意！階段は共用の通路です。階段や踊り場には物を置かないようにしましょう。

エレベーターホール編

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

①エレベーター本体：故障＝香川県負担
②エレベーター内部：床、壁の腐食＝香川県負担
落書き＝みなさん負担
手すり脱落、ぐらつき＝香川県負担
カゴ内照明器具本体破損＝香川県負担
カゴ内照明器具カバー破損＝みなさん負担
カゴ内照明器具球切れ＝香川県負担
③表示ボタン：破損＝みなさん負担
④鋼製扉：開閉不良＝香川県負担

⑤集合郵便受箱＝丁番、施錠金具の破損
＝みなさん負担
⑥非常照明：破損、球切れ＝香川県負担
⑦共用灯：球切れ、カバー、点灯管、
スイッチの破損＝みなさん負担
⑧掲示板（県で設置したもの）：破損＝香川県負担
⑨手すり：脱落、ぐらつき＝香川県負担
⑩エレベーターホール出入口扉：開閉不良
＝香川県負担
ガラス割れ＝みなさん負担

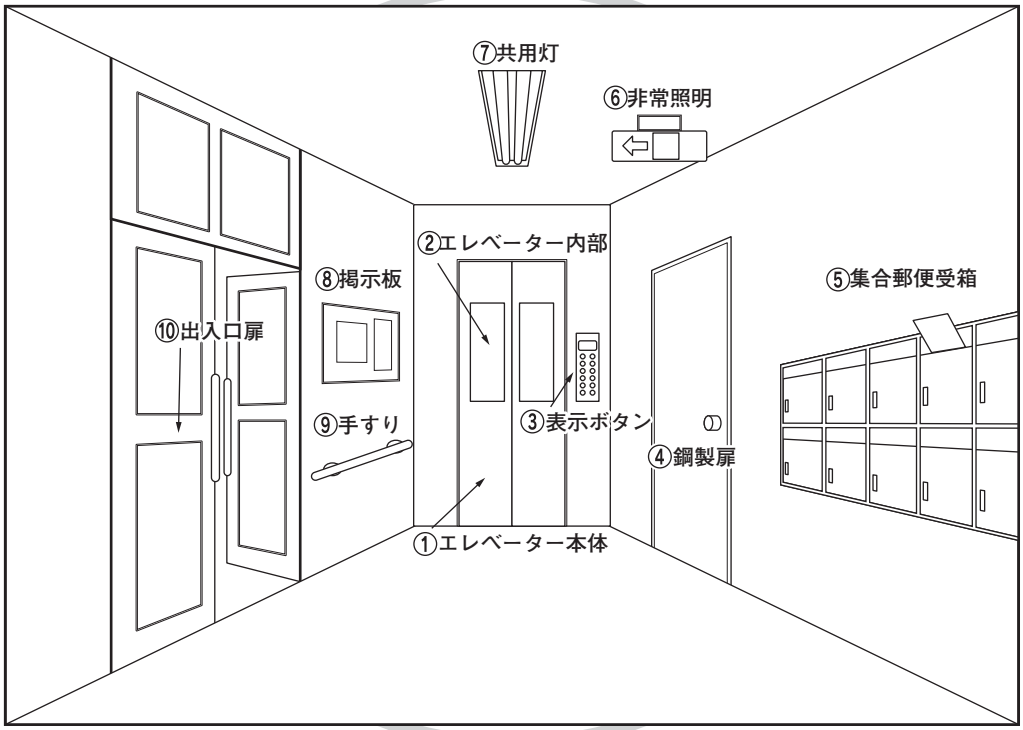

※住宅のタイプにより、
設備内容が異なる場合
があります。

外まわり編①

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

①建物外壁：脱落、破損＝香川県負担
②号棟表示板：脱落、破損＝香川県負担
③廊下灯等の故障＝香川県負担
④エレベーターホール、廊下等のガラス：破損
　＝みなさん負担
　※足場が必要な場合は香川県負担

⑤足洗い場：排水詰まり＝みなさん負担
　目皿・鎖の破損、紛失＝みなさん負担
　水栓の破損、パッキン・コマ取替
　＝みなさん負担
　水栓柱の破損＝香川県負担
　給水管の破損・水漏れ＝香川県負担

⑥排水桝：破損＝香川県負担、詰まり＝みなさん負担

⑦排水管：破損＝香川県負担
　詰まり＝みなさん負担

⑧U字溝：破損＝香川県負担
　詰まり＝みなさん負担
　ふたの破損＝香川県負担
※簡易耐火住宅（専用敷地内）の桝のふた、U字溝のふたの破損はみなさん負担

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

①集会所：
建物・附帯設備の改修
＝県営住宅の修繕負担区分に準ずる
②ポンプ室：
柵の破損、柵内の除草、水があふれている、
ブザーが鳴っている、水が出ない
＝香川県負担

③県で植えた生垣・樹木（幹の高さが 5m 未満）
：枝下ろし＝みなさん負担
ただし、次の条件に該当した場合は香川県負担
・電線に接触して、危険なもの
・日照を著しく阻害しているもの
・越境して被害を与えているもの
・交通安全上の障害になるもの
・防犯上、問題になるもの
・その他、管理上障害になるもの
④害虫の発生：
樹木の害虫駆除＝自治会負担、スズメ蜂の駆除
＝香川県負担
ミツバチ、ムカデ、ヤスデ等の駆除
＝みなさん負担

⑤がけ、池などの急勾配なのり面の雑草の除草
＝香川県負担

⑥児童公園（香川県管理）
遊具の壊れ＝香川県負担
砂場の砂補充＝みなさん負担

外まわり編③

香川県が費用を負担する修繕 →「香川県負担」
みなさんに費用を負担していただく修繕 →「みなさん負担」

・下記の項目は、日常発生しやすい修繕の費用負担の区分です。

①外灯・自転車置場灯・案内板灯：
球切れ・カバー・管球の破損＝みなさん負担
腐食などによる全体的な破損＝香川県負担
②自転車置場：破損＝香川県負担

③共用物置（県が設置したもの）：
破損＝香川県負担

④ゴミ置場：
ブロック・コンクリートの破損
＝香川県負担
コンテナボックス・付属金具の破損
＝香川県負担
汚れの清掃＝みなさん負担
水栓の水が止まらない（パッキン、コマ取替）
＝みなさん負担
水栓の破損＝みなさん負担
水栓柱・給水管破損＝香川県負担
排水口の詰まり＝みなさん負担

⑤団地案内板・掲示板：
脱落・破損・文字消え・塗装のはがれ
＝香川県負担

放火を防ぐ5つのポイント

～放火されない環境を作りましょう！～

・放火による火災は、公営住宅内における出火原因の第１位となっています。
・放火を防止するためには、みなさん一人ひとりの心がけが必要です。
・廊下、階段等の共用部分には物を置かない、知らない人への声かけを行うなど、放火されない環境をつくるためのポイントを用意しましたので、ぜひチェックしてください。

キケン

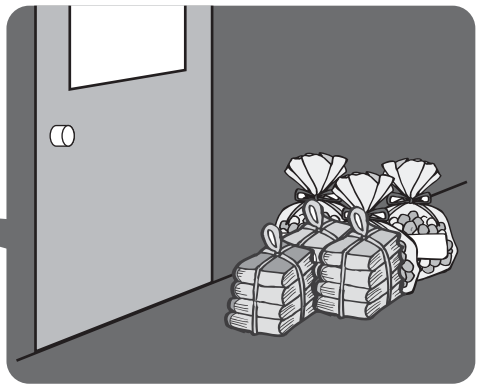

1 階段や廊下などの共用部分に
燃えやすい物を置いていませんか。

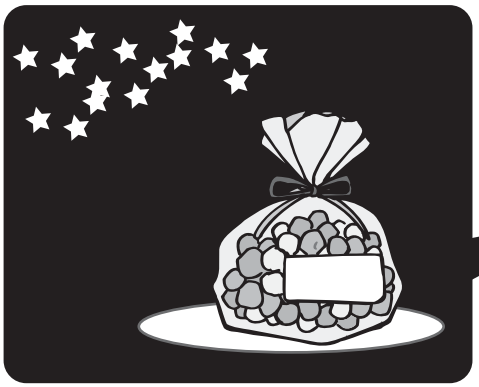

2 収集日の朝以外に
ゴミを出していませんか。

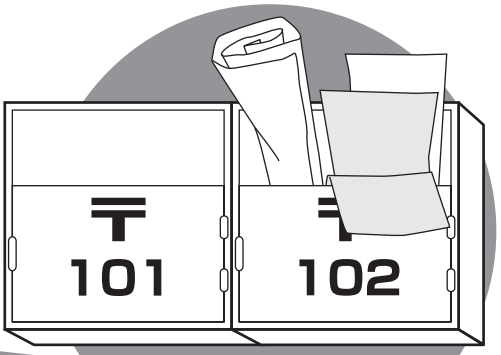

3 ・郵便受けに郵便物やチラシ類を
残したままにしていませんか。
・不要なチラシ類を玄関ホール付
近に捨てていませんか。

4 自転車のカゴに燃えやすいものを
入れたままにしていませんか。

5 知らない人を見かけたら、
声をかけるようにしていますか。

火災に注意しましょう

～冬になると、例年火災の発生件数が増加します～

☆暖房器具からの火災を防ぐために☆

・暖房器具の使い方を誤ると、火災発生の原因となります。
・暖房器具からの火災を防ぐためには、取扱説明書などをよく読み、器具の正しい使い方を知るとともに、安全に対する知識を深めましょう。

・洗濯物や燃えやすい物の近くで暖房器具を使用しない。
・スプレー缶などを暖房器具の近くに置かない。
・石油ストーブに給油するときは、必ず消火する。
・就寝、外出時は、暖房器具のスイッチを切る。

☆住宅用火災警報器が鳴ったときは…☆

・みなさんがお住まいの住宅に設置されている住宅用火災警報器について、その役割と取り扱い方法をご案内します。

●住宅用火災警報器って何？

・住宅用火災警報器は、火災による煙や熱を感知して、警報音で、お知らせします。火災の早期発見に大変有効です。

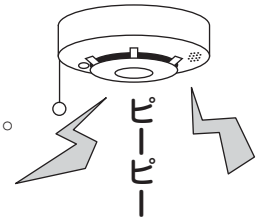

●もし警報音が鳴ったときは…

◆火災のとき

・火元を確認し、避難してください。119番通報や、可能なら初期消火を行ってください。

◆火災ではないとき

・たばこの煙、調理の湯気や煙などを感知して、警報が鳴ることがあります。警報音停止ボタンを押す（ひもがついているタイプのものは、ひもを引く）か、室内の換気をすると警報音は止まり通常の状態に戻ります。（調理をするときは、換気をしましょう。）
・煙の出る殺虫剤などを使用すると、警報が鳴ることがあります。使用時には、ビニール袋で覆うなどし、使用した後は、速やかに元に戻してください。

※なお、一部の住宅に設置されている自動火災報知設備についても、取り扱い方法は同様です。

◆電池切れのとき

・警報器から「ピッ！ピッ！」と音が鳴り始めたら電池の寿命が近づいたサインです。県営住宅指定管理者087-832-3588までご連絡下さい。

県内の四季別出火件数

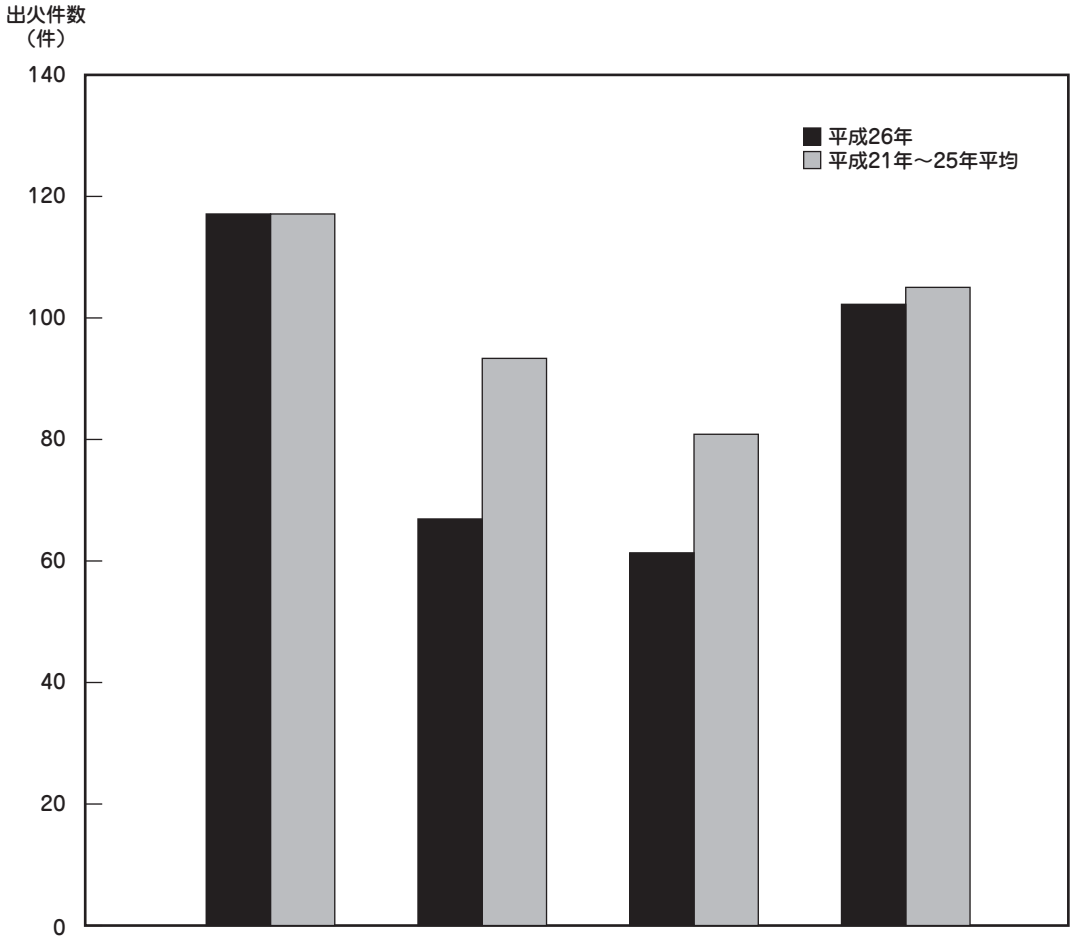

区分＼季節	春（3～5月）	夏（6～8月）	秋（9～11月）	冬（12～2月）	合計
平成26年	118	68	62	102	350
平成21年～25年平均件数	118	96	83	105	402

県内のおもな出火原因別件数（参考）

（平成26.1.1～平成26.12.31）

区分＼出火原因	平成26年 計(A)	建物	林野	車両	船舶	航空機	その他	前年(B)	増減(A)-(B)	増減率(%)
たき火	45	9	2	2			32	74	△29	△39.2
こんろ	26	24		1			1	17	9	52.9
たばこ	36	28		1			7	35	1	2.9
火あそび	7	2		1			4	11	△4	△36.4
放火の疑い	14	5	1	3			5	11	3	27.3
放火	28	11		3			14	28		
電灯電話等の配線	10	9					1	8	2	25.0
ストーブ	10	9					1	11	△1	△9.1

※「平成 26 年消防防災年報」（香川県）から抜粋

住宅を使用する上でのルールと注意事項

玄　関　編

1 玄関扉は災害時などのために、自動的に閉鎖する仕組みになっています。

・玄関扉は、消防法により常時閉鎖が原則となっています。そのため、ドアクローザーで自動的に扉が閉まるようになっています。ドアを開けっ放しにするためなど、ドアクローザーのネジを外したままにすることは、地震や火災が起きた時に、扉が自動的に閉まらなくなり、延焼の恐れや避難の妨げとなるため、好ましくありません。

・また、長時間、玄関扉の下にモノを挟んで開けておくと、開閉がスムーズにできなくなるなど、故障の原因となります。

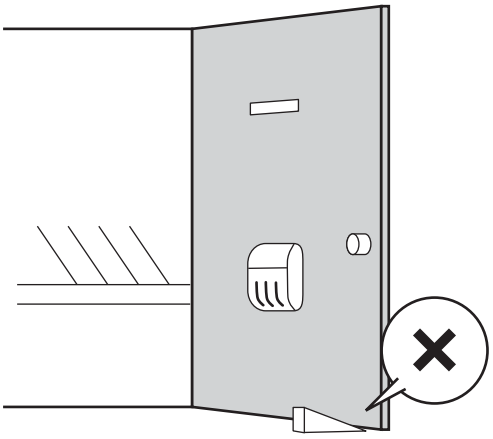

2 玄関扉の塗装は計画的な修繕で行います。

・みなさんが入居中に、扉の塗装がはがれたり汚れたりした場合でも、個々の塗り直しは行いません。計画的な修繕で、棟全体として手すりなどの鉄部塗装と同時に行います。

3 鍵を紛失したら？

・みなさんには、入居時に鍵を３本お渡ししています。その鍵はその部屋の方だけが持っているものであり、香川県や県営住宅指定管理者にはマスター鍵はありません。万一、鍵を無くすなどして、鍵の交換が必要なときは、県営住宅指定管理者087･832･3588にご連絡ください。

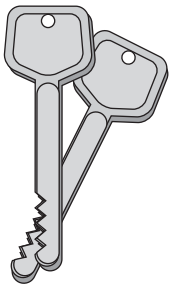

・県営住宅指定管理者では､鍵の交換が可能な業者を紹介します(費用はみなさんの負担)。

4 玄関の床は防水されていません。

・玄関とトイレ、ベランダの床は浴室とは異なり、完全な防水ではありません。そのため、掃除などで水を流すと、階下へ水が漏れる恐れがあります。漏水により階下に被害を及ぼすこともありますので、水は流さないでください。

1 お部屋のダニ対策

・畳、じゅうたん、布団等は、湿気がこもると「ダニ」が発生しやすくなります。有効な防除方法は、日光干し、乾燥、掃除機による吸込みなどがあります。日頃から清掃などをこまめにおこなってください。

2 冬場の結露対策

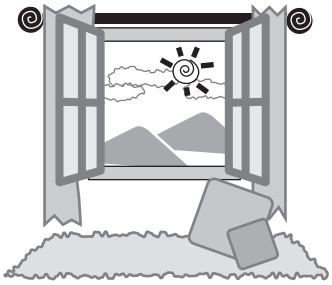

・寒い季節、暖房器などを使用すると、外気との温度差により、壁や窓に水滴が発生して結露となります。特に部屋の北側や妻壁（外部に面している壁）に発生しやすくなります。
・予防策として、①こまめに窓を開けて換気をする。②ガラス等の水滴を放置せずにふき取る。③除湿器を使用するなど心がけてください。
・なお、結露によって生じた壁、天井のカビ・シミの除去及び塗装の塗り直しは、個人負担となります。また、クロスが剥がれた場合の補修も同じです。

3 押入れ、家具裏にも注意

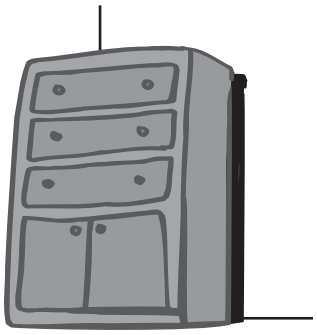

・押入れの内部や家具の裏側は、空気の流れが少なく換気されにくいため、結露が生じやすくなります。また、目に付きにくい場所であるため、押入れ内の布団や物品を濡らしたり、タンス等の家具が置いてある壁や床にも、結露が発生している場合があります。
・定期的に押入れを開けて空気を入れ替えること、災害時の転倒防止に配慮したうえで、家具をできるだけ壁から離すことを行ってください。

4 タコ足配線に注意

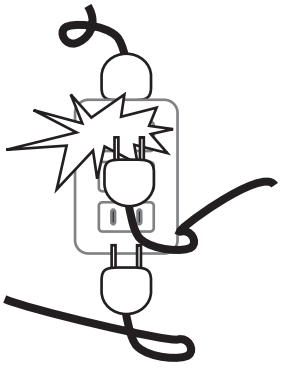

・１つのコンセントからタコ足配線により複数の電気器具を使用すると、配線が過熱し火災の原因になります。タコ足配線はやめましょう。
・また、電気器具を使用しないときは、コンセントからプラグを抜きましょう。

1 水に溶けない紙製品を流すと詰まりの原因に

・ティシュペーパーや紙おむつなどの紙製品は、水に溶けないため、トイレに流すと、詰まりや流れを悪くする原因になります。
・また、集合住宅の排水管はすべて縦につながっています。水に溶けない紙製品が原因で縦管が詰まると、上下階のお部屋にも詰まりや逆流などで迷惑をかけることになりますので、注意してください。

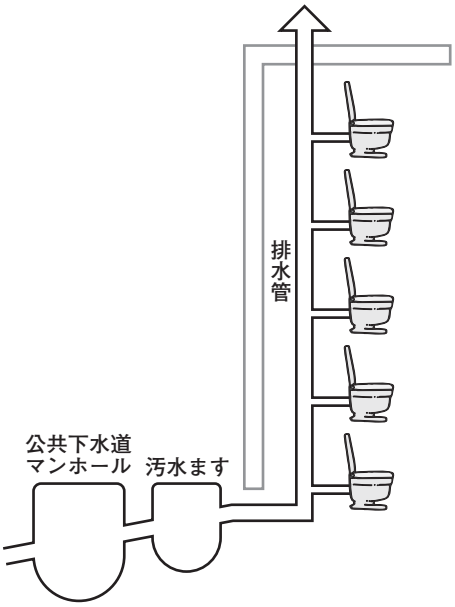

2 水漏れと間違えやすい結露の水滴

・便器、ロータンク、給水管、洗浄管は結露しやすいため、トイレ内の水滴を漏水と見間違えることがあります。冬場など結露しやすい時季に、少量の水滴がたまっていたら、まずぞうきんで拭き取り、しばらく様子をみてください。拭き取っても水漏れが止まらない場合は、県営住宅指定管理者 087・832・3588 にご相談ください。

3 ロータンク内にビンなどを入れると故障の原因に

・トイレの水量を節約するために、ロータンクの中にビンを入れることがありますが、タンク内のくさりが絡まって、故障の原因になります。もし、ロータンクの水が止まらない場合は、タンクのふたを外し、タンク内のくさりの状態を確認してください。また、タンク付近にある給水管の止水栓を締めることによって、一時的に水を止めることもできます。

4 洗濯機の排水ホースは必ず排水口へ

・洗濯機の排水ホースが排水口から外れて、階下へ漏水するケースが増えています。洗濯機を使うときは、ホースが外れていないか確認しましょう。洗濯中に外出するときや洗濯機周りに荷物を置いているときは、特に注意してください。
・また、洗濯機をベランダや浴室に置いている場合でも、排水口が詰まっていたり、ホースが短かったりすると階下へ漏水してしまう恐れがあります。排水口を定期的に清掃したり、ホースを長くして排水口に流したりするよう心がけてください。
・なお、不注意による漏水事故が発生した場合、当事者同士で話し合って解決してください。

1 排水口部分は、こまめに清掃しましょう

・排水口が詰まっていると、浴室の床に水がたまり、階下へ漏水する恐れがあります。目皿やおわんには、髪の毛やゴミがたまりやすいので、定期的に清掃をしましょう。

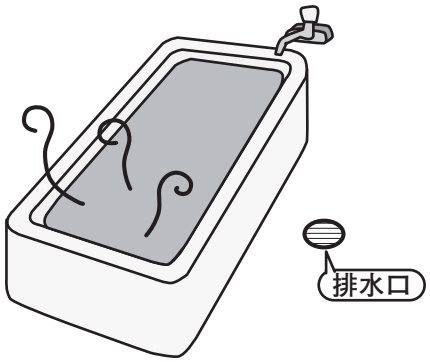

2 換気を十分に行いましょう

・浴室の壁や天井は、湿気や結露によりカビが発生しやすい部分です。換気窓や換気扇を活用し、十分に換気を行いましょう。

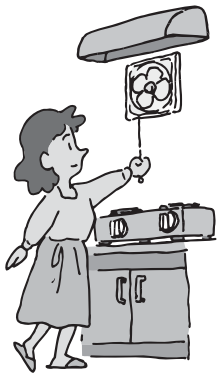

3 万が一、ガス臭いと感じたらガス会社に連絡してください

・万が一、ガス臭いと感じたら、ガス会社に連絡してください。

・また、給湯器や風呂釜が点火しないなど故障と思われるときは、県営住宅指定管理者087・832・3588にご連絡ください。みなさん自身で設置した浴槽・風呂釜であれば、専門業者を紹介します。

（費用はみなさんの負担）

4 階下へ漏水したら、調査や補修にご協力ください

・階下に水が漏れたときは、みなさんの浴室等の原因調査もしくは防水等の工事を行う場合がありますので、その際にはご協力ください。

1 流し台排水管には油類を流さないように心がけましょう

・料理に使った油類を排水管に流すと、排水管の内側にこびり付いて詰まりの原因になります。油を捨てるときは、新聞紙などで拭き取って捨てると便利です。

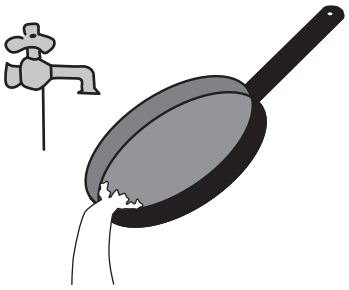

2 万が一、給水管や水栓から水が噴き出したらバルブを閉めてください

・給水管や水栓の故障により、水が大量に噴き出したら、玄関外側付近のメーターボックス内などにある給水バルブを閉めて水を止めてください。

3 火を使っているときは換気扇（フィルター付）を使用し、ガスコンロから離れないようにしましょう

・料理などで火を使うと、煙や湯気により、部屋の空気が汚れます。換気扇等を回して、煙や湯気を外部に排出しましょう。
・また、火を使っている時にガスコンロから離れると危険です。電話などで目をはなす場合、たとえ短い時間であっても、必ず火を消してください。

4 飛び跳ね音、イスを引きずる音には気をつけましょう

・台所やダイニングキッチンの板張りの床（フローリング）は、階下に音が伝わりやすいものです。飛び跳ねたり、イスを引きずって移動させたりすると、階下に騒音として響きますので注意しましょう。

1 戸境板の付近に物を置かないようにしましょう

・ベランダの戸境板は、火災等があった場合の避難口として設置されています。戸境板付近に障害物があると、避難の妨げになるので、物を置かないようにしましょう。また、ベランダから階下へ降りる避難ハッチの上や避難用ハッチ開口部の下にも荷物などを置かないようにしてください。

2 ふとんをベランダの手すりに干すのはやめましょう

・ベランダの手すりにふとんを干すと、風でふとんが飛ばされる危険性があります。

3 ベランダの床に大量の水を流すと階下へ漏水することがあります

・ベランダの床は、浴室のような防水処理はされていません。少量の水であれば問題ありませんが、大量の水を流すと階下へ漏水する恐れがあります。また、排水口に泥やゴミがたまっていると雨水が詰まり漏水の原因になるので、定期的に清掃を行ってください。

4 共用廊下、階段は重要な避難路です

・共用廊下や階段に自転車や荷物が置いてあると、日常の通行の妨げになるだけでなく、火災等で避難するときの障害になります。

5 防火扉の開閉に障害となる物が置かれていませんか？

・防火扉の前に物が置いてあると、防火扉が閉まらず延焼につながることがあるので、日頃から物を置かないように心がけてください。

1 排水管等の清掃は定期的に行いましょう

・建物内の排水管は、数戸の排水管が集まり一本の管につながっています。このため、管が詰まると排水が逆流して、棟全体に迷惑がかかってしまいます。また、油や固形物などは、団地敷地内の排水ます、U字溝、下水管などにたまって詰まりの原因になるので、流さないようにしてください。
・なお、詰まりによる事故等を未然に防ぐため、みなさんに年１回程度の定期的な清掃をお願いしています。

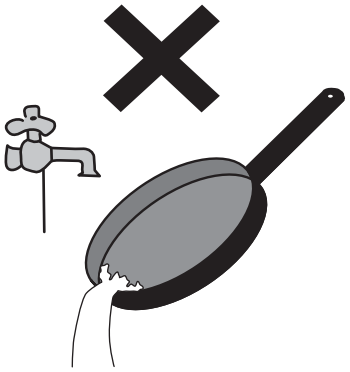

2 遊具の故障は、すぐにご連絡を

・団地には、広場や児童遊園が設置してあります。お子さんの遊び場として、地域のコミュニティづくりの場としてご利用ください。
・児童遊園に設置されている遊具などの修理は、県営住宅指定管理者が行っていますが、清掃や除草などの維持管理は、お住まいのみなさんにお願いしています。
・なお、故障箇所を発見したら、すぐに県営住宅指定管理者087・832・3588にご連絡ください。

3 ごみは収集日に捨てましょう

・ごみを、ごみ置き場や指定の場所に出すときは、収集日に合わせて出しましょう。
収集日以外の日にごみを出すと、衛生面や生活環境が悪化する恐れがあります。

4 樹木の剪定（せんてい）は定期的に行います

・樹木の剪定（幹の高さが5m以上）は、定期的に行いますが、日常的な枝払いなどについては、お住まいのみなさんにお願いしています。
・なお、樹木によって長時間日照が妨げられる場合や枝が電線に接触して危険な場合などは、自治会へのお申込みにより障害を及ぼしている枝の枝下ろしを行います。

暮らしの音にご注意を

～快適な生活は一人ひとりの心がけから～

・県営住宅は共同住宅であり、みなさんのお部屋の床や壁は、隣り合う部屋や階下の部屋と共通のものです。そのため、生活騒音はコンクリート壁や排水管、窓から簡単に伝わってしまいます。

○テレビやステレオ、楽器などの音

・テレビ・ステレオ・楽器の演奏等は時間帯に応じて音量を調節しましょう。特に早朝や深夜はテレビ・ステレオの音量は控えめにし、楽器の演奏は控えるように心がけましょう。

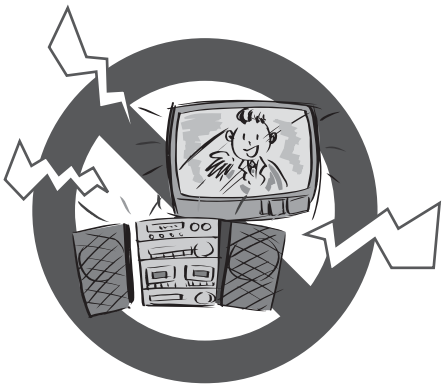

○ドアや引き戸を開閉する音

・ドアの引き戸の開け閉めは、静かにていねいにおこないましょう。

○子どもが飛び跳ねたり、走り回ったりする音

・日中でも、お年寄りや具合の悪い方などに気配りをしてください。

○廊下や階段、建物に近い庭などでの大きな声でのおしゃべり

・人の声は意外に響くものです。日頃の心がけが大切です。

○ふとんをたたく音

・音が響くだけでなく、綿ぼこりが飛び散ります。
・ほこりは掃除機などでとりましょう。

・こうした生活騒音については、みなさんの心がけが大切です。迷惑を感じたら早めに相手に伝え、お互いの理解を深めながら、快適な生活ができるようにしましょう。

すぐにできる結露対策

・冬は暖房器具を使うため、室内と室外の温度差が大きくなり結露しやすい季節です。また、結露により壁に水滴が付くと、カビが発生しやすくなります。ここでは、すぐにできる結露対策をご紹介します。

1　居　室

・定期的に窓を開けて換気をしましょう。
・洗濯物を室内に干すのはなるべく控えましょう。
・壁、窓ガラス、玄関ドアなどに水滴が付いたら、こまめに拭き取りましょう。
・家具は壁から３～５cm離して置きましょう。
（ただし、地震に備えしっかり固定しましょう。）

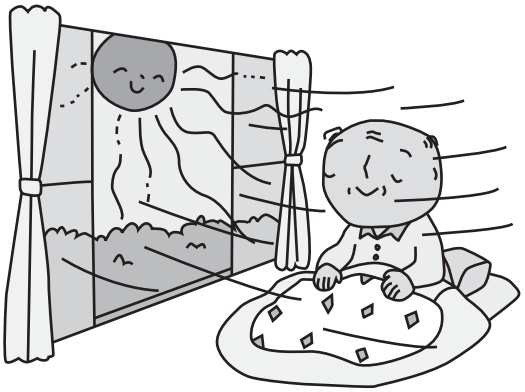

2　押入れ

・こまめに戸を開けて、換気をしましょう。（スノコを敷くと、風通しがよくなります。）

3　浴　室

・入浴後は換気をしましょう。
・浴室の扉は閉めましょう。（開けておくと、居室に湿気が流れます。）
・お湯を残す場合は、浴槽にフタをしましょう。

お問い合わせは

〒760-8570　高松市番町四丁目1番10号
香川県庁東館7階

指定管理者／あなぶき公営住宅コンソーシアム

香川県営住宅管理センター

お電話：087-832-3587
※24 時間 365 日受付けいたします

ＦＡＸ：087-862-7362
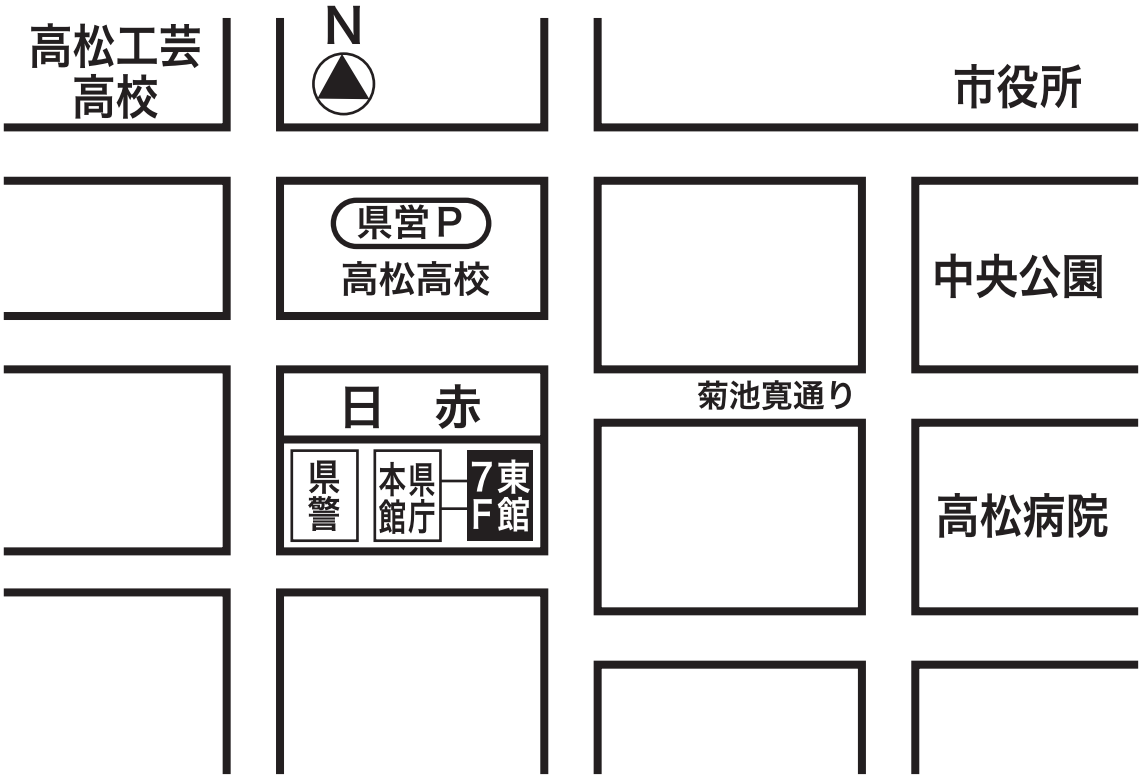
ホームページ：https://kagawa-kenjyu.com